「大分県広域景観保全・形成指針」の策定について

（前）大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課　主任　加藤（かとう）　祐樹（よしき）

1.　はじめに

本県では，昭和63年に「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を定め，沿道における景観の保全及び環境の美化に努めるなど，各県に先駆けて景観への取組を行ってきました。平成16年には，我が国で初めての景観についての総合的な法律として，景観法が制定されました。

本県では，景観法の基本的な考え方を踏まえ，市町村に対し景観行政団体への移行や景観計画の策定に向けた支援を行った結果，令和元年度末に県内全ての市町村が景観行政団体へ移行しました。また，令和5年度末までに14市町村が景観計画を策定し，地域の特色に応じたきめ細やかな景観形成に取り組んでいます。

2.　大分県の景観の概要

本県の地形・地質は複雑で，山岳，森林，平野，河川，海岸と，地域ごとに変化に富んだ自然環境をもたらし，また各地に美しい渓谷や滝，海浜，緑広がる草原や勇壮な海食崖など，優れた景勝地を生み出しています。

先人たちは，起伏の多い地形に棚田を開き，野焼きによって草原を維持しながら畜産を営み，複雑な海岸線を持つ地形を漁港として活用するなど，自然環境と共存しつつ生計を立て，暮らしてきました。

さらに，小藩分立の歴史が県内各地に城下町を作り出し，各地に歴史的文化財や史跡を残す背景となっています。

3.　「大分県広域景観保全・形成指針策定」の背景

長い年月をかけて形づくられてきた個性豊かな魅力ある本県の景観は，私たちに潤いと安らぎを与え，ふるさととしての愛着を育み，地域の文化を創造する活力を醸成してくれるものです。

一方で，良好な景観は一度失われてしまうと，回復するのが非常に困難なものであることから，この先人たちから引き継いだかけがえのない財産である景観の保全・形成を図っていく必要があります。

それぞれの市町村の区域内においては，景観行政団体である市町村が地域の特色を踏まえた取組を進めているところですが，複数の市町村にわたる広域景観の保全・形成については，景観行政団体である市町村と広域的な観点から景観行政を担う県が，県民や事業者と協働しながら取り組んでいく必要があります。

さらに，このようなさまざまな主体が参加した景観保全・形成の取組を進めることによって，県民の景観に関する意識を醸成するとともに，地域の活性化を図っていくことなどを目的に，「大分

写真－１　大分県広域景観保全・形成指針（表紙）

県広域景観保全・形成指針」（以下，「指針」という。**写真－1**）の策定に取り組みました。

策定に際しては，有識者等で構成される策定委員会を設置し，令和２年度から令和４年度まで合計８回にわたり議論を重ねてきました。

本稿では，この指針の内容や現在の取組状況などについて紹介します。

4.　指針の位置付け

本県では，全ての市町村が景観行政団体に移行したことから，県が景観行政団体として景観法に基づく景観計画を策定することができません。しかし，広域景観の保全・形成のためには，関係する市町村や地域の団体，事業者等が一体となって取組を進めていくことが必要です。このことから，広域的な観点から景観行政を担うとともに，市町村の主体的な取組を支援する立場にある県が，その取組の方向性を示すものとして策定しました。

5.　基本理念

本県の多様な自然の恩恵を享受しつつ，先人たちが活気あふれる生活を営む中で，自然と人々の生活が一体となって，個性豊かな魅力ある「おおいたらしい景観」が形づくられてきました。

この美しい景観は，豊かな恵みをもたらす場所でもあり，歴史や文化が生まれる場所でもあります。さらに，これらの景観は，故郷もしくは住み慣れた土地の原風景として，本県に対する愛着や誇りの源であり，県民にとって共有の財産です。

県内各地で地域にあった暮らしぶりが，それぞれ特色のある景観を作り出しており，暮らしを守ることで景観が守られ，また，景観を守ることで暮らしが守られています。

このような「おおいたらしい景観」を次世代に引き継いでいくために，県民，事業者，市町村，県が，その価値を理解・共有するとともに，協働して守り育てていくことを基本理念としています。

6.　各主体に求められる役割

こうした基本理念を受けて，指針では各主体に求められる役割を示しています。

県民には，景観法の基本理念「身近な景観の形成に関する理解を深め，良好な景観の形成に積極的な役割を果たすとともに，県や市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力することが必要」であることに加えて，良好な景観は県民一人ひとりの日常生活の積み重ねから形づくられることを認識し，自ら進んで地域の景観の保全・形成に取り組んでいくことを求めています。

事業者は，事業活動に関して景観に関する法令を遵守することはもちろん，景観に与える影響を意識し，良好な景観の形成に自ら努めていくことが必要です。このため，県や市町村が実施する施策に協力するだけではなく，地域社会の構成員として，積極的に景観保全・形成に取り組むことを求めています。

景観行政団体である市町村は，それぞれの行政区域において，責任を持って景観行政を推進していく必要があります。一方で，広域景観の保全・形成については，県や市町村と連携した取組の推進や，住民や事業者が主体的に取り組む景観づくりの活動を支援していくことが求められます。

広域行政の主体者である県は，市町村の景観施策を支援するとともに，広域景観の保全・形成に向け，関係市町村と連携した取組を進めます。ま

た，景観の保全・形成に取り組む団体を支援するとともに，景観に関する情報発信などを行い，県民の意識醸成に努めます。

7. 県の取組みと各主体の行動指針

⑴ 「広域景観協議会」の設立と活用

広域景観の保全・形成のため，景観行政団体である市町村と広域的観点から景観行政を担う県が連携して取り組む場である「広域景観協議会」の立ち上げを支援します。この広域景観協議会については，景観法上の景観協議会として設置することが望ましいため，景観行政団体である市町村が設置し，本県が関係団体として参加することとします。

広域景観協議会は，県と関係市町村の連携や市町村間の連携強化にもつながるものであり，それぞれの担当者が常日頃から相談・協力できる体制を整えることで，地域の景観行政のより一層の推進を図ります。

また，この広域景観協議会には，地域で景観の保全・形成に取り組んでいる個人や団体，事業者にも参加を呼びかけるなど，地域と一体となった取組を目指します。

広域景観に影響を与える再生可能エネルギー施設などの大規模施設について，広域景観協議会を活用し，地域の声も踏まえながら，関係市町村の届出対象行為や景観形成基準の調整，あるいは大規模開発に対する共通の基準を設けるなど，広域景観の一体的な保全･形成に向けた検討を行います。

この広域景観協議会は，景観法の仕組みを活用した規制誘導策の前提となる基準等について市町村間の調整を行うものであり，市町村に対する個々の届出案件について協議することを目的とするものではありません。しかし，このような市町村連携の取組を進め，将来的には近接市町村に影響を与える個別の届出案件等についても広域景観協議会を活用し，協議することを目指します。

⑵ 景観に対する意識の醸成

良好な景観の保全・形成を図るには，地域の住民にその地域の景観の価値や自らの役割について，改めて認識してもらうことが大切であるため，県内各地でセミナーやワークショップの開催に取り組み，景観に対する意識醸成を図ります。

また，行政だけでなく，住民や事業者，NPO法人などさまざまな主体が一堂に会し，景観に関して学んだり意見交換を行ったりする場を設けて，自発的な景観保全活動につなげていくことが必要です。このことから，広域景観協議会をこのような場としても活用していきます。

さらに，景観に対する意識を高め，主体的に行動する人材を育むためには，子どもから大人までさまざまな世代を対象に，あらゆる場所で景観に関する学びを促していくことが必要です。とりわけ，子どもの頃から身近な景観に対する意識を高めていくことが重要であることから，子どもを対象とした景観教育に取り組み，「おおいたらしい景観」の価値に対する気づきを促します。

⑶ 市町村に対する支援

本県では，全ての市町村が景観行政団体に移行していますが，景観計画未策定の団体もあり，良好な景観の保全・形成を図るため，早急な景観計画の策定が求められます。

また，広域景観協議会の設置や届出制度に係る基準の検討など，他の市町村と連携した取組を行うためにも景観計画の策定が必要であることから，未策定の団体に対して策定の働きかけを行います。

さらに，広域景観協議会の調整結果を踏まえた景観施策を進めていくためには，現在の景観計画にその内容を反映することが必要であることから，市町村が行うこれらの取組について支援を行います。

⑷ 効果的な情報発信

県民や事業者による自発的な景観づくりを促進するためには，まず身近な景観の価値に気づいてもらうことが必要です。さらには，暮らしと景観とが「守り・守られる関係にある」という認識を広めていく必要があります。このため，市町村と連携しながら，地域の景観特性や景観と暮らしの関係性などの情報をホームページやSNSを通じて発信していきます。

8. 「広域景観エリア」の設定

良好な景観の形成には，県下一律ではなく，地域の特色や実情を踏まえたきめ細やかな取組が必要です。このため，県民・事業者，市町村，県の協働による取組を行う場として，「広域景観エリア」を設定します。

広域景観エリアは，この指針に基づく取組を着実に進めるために，特徴的な地域特性を持つ広域景観を市町村と協議の上，県民アンケートの結果や地域バランスも考慮しながら設定したものです。

「地形・地質」，「歴史・文化」，「生活・生業（なりわい）」等の「地域固有の景観特性」に基づき，12 の広域景観エリアを設定しました。また，各エリアを基本的な特性の違いに基づき，タイプ A「景観の一体的な保全・形成を図るエリア」（図－1），タイプ B「点在する景観の価値の共有を図るエリア」（図－2）の二つに分けた上で，取組を進めていきます。

9. 今後の取組

指針の策定に伴い，令和 5 年 11 月に七つのエリアで，広域景観協議会を設立し，関係行政間の連携体制を構築しました。現在は県と市町村の連携強化を図るために行政のみで組織しています。さらに，令和 6 年度以降は，広域景観協議会エリアそれぞれの地域に根ざした勉強会やセミナーを通じて，個人や民間団体，事業者等の景観への理解を深めるとともに，協議会への参加を呼びかけ，広域景観の保全・形成に向けた取組の段階へ進めていきます。

また令和 5 年度には，小学生を対象とした景観教育のための「景観副読本」の作成に取り組みました。この副読本では，景観の捉え方や成り立ち，景観と暮らしの関係性などを理解し，景観に対する「気づき」や地域の景観への関心を深めてもらうことを目的としています。

作成に際しては，県内の 2 校で授業を行い，子どもたちの反応や理解度を確認しました。私たちの身の回りにある何気ない風景も景観であることや，地域の歴史を読み解きながら授業を進めていくことで，景観への興味や関心を持ってもらえました。

今後は，この副読本を活用し，県内全域で景観教育を行い，将来の景観の担い手である子どもたちの景観意識の醸成を図っていきます。

10. おわりに

本県における景観行政の取組体制は徐々に整備される一方で，人々の暮らし方や社会情勢など，景観を取り巻く状況も日々変化しています。このような状況の中，本県の美しく豊かな「おおいたらしい景観」を保全・形成していきます。

図－1　広域景観エリア（タイプ A）

図－2　広域景観エリア（タイプ B）